

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：平成 25 年 3 月 5 日（火）14:00～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：森本次長 他

<本日の報告事項>

○司会 それでは、時間になりましたので、只今から原子力規制庁の定例の会見を始めたいと思います。

今日は、まず最初に次長から報告がありまして、その後、皆さんからの質疑をお受けした後に、今、資料をお配りしましたけれども、ピア・レビューの具体的実施方法ということで小林課長から御説明をいただき、その後にまた改めて質疑応答をしたいというふうに予定しております。

まず最初に次長から報告をよろしくお願ひします。

○森本次長 それでは、よろしくお願ひいたします。今日はこちらから 3 点の報告がございます。

第 1 点ですが、原子力規制委員会は明日 3 月 6 日に定例の委員会、第 32 回を開催いたします。時間は 10 時半からです。議題は 6 つ。

1 つは、日本原子力発電株式会社東海第二発電所管理区域外での洗浄廃液の漏えいに対する評価についてであります。これはいわゆる法令報告事項でございますので、これを報告し、その評価について御議論いただくものでございます。

2 番目は、原子力規制委員会国民保護計画についてであります。武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律という武力事態法がございますけれども、それに基づいて指定行政機関がそれぞれ国民保護計画を作成することになってございます。したがって、原子力安全・保安院でそれを作っておりましたけれども、今回原子力規制委員会という形で変わりますものですから、原子力規制委員会のものとして国民保護計画を作るものでございます。

3 番目ですが、原子力規制委員会の取り組みの公表について。これは原子力規制委員会の設置法の成立の際に参議院の附帯決議で、政府は毎年 3 月 11 日に全国の原子力発電所の安全性の総点検、原子力防災体制の確認、政府の原子力規制に関する取り組みの公表を行うことが定められてございます。それを受けまして発足以来の原子力規制委員会の取り組みについて資料を取りまとめて公表するものでございます。

4 番目が、東京電力福島第一原子力発電所事故に関連する健康管理のあり方について提言案が提示され、規制委員会で御議論されるものでございます。

5 番目ですが、前回に引き続き安全目標について御議論いただきます。

6 番目は、緊急事態対応能力の強化について。これは規制委員の 1 人、更田委員の方か

ら問題提起がなされまして、今後緊急事態に対応するためには規制委員会並びに各事業者の対応者がコミュニケーションする必要があるだろう、それについてどういうふうな連携をとっていか議論すべきではないかということで、問題提起を御議論いただくものでございます。

以上6点が原子力規制委員会の議題であります。

2番目ですけれども、検討チームの会合、会見について御報告いたします。

明日水曜日、3月6日は定例の原子力規制委員会の後、14時から田中委員長の記者会見がでございます。

15時から道府県原子力防災担当者連絡会議を行います。

今週の金曜日、3月8日は10時から新安全基準検討チーム第17回会合を開催いたします。会場は新橋の田中田村町ビル8階8E会議室というところで実施をする予定であります。会場が規制委員会のビルと違いますので御注意いただきたいと思っております。

13時から原子力規制庁のブリーフィングを行います。いつもより1時間早目の開始となりますので御注意ください。

14時から敦賀発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合の第3回評価会合を実施いたします。事業者の方に来ていただいてヒアリングをするものであります。

15時から特定原子力施設監視・評価検討会 第6回を行います。これは午前中の新安全基準検討チームと同じ新橋の田中田村町ビルで行う予定です。

16時から敦賀の評価書案についてのピア・レビューを行います。

最後に3番目ですけれども、来週の月曜日は3月11日でございます。これを受けまして、10時に東京電力福島原子力発電所事故から2年に当たり田中委員長の訓示を予定してございます。これはフルオープンで、このビルの13階で行いたいと思っておりますので御報告いたします。

最後に今週の要人面会については今のところ特に予定はございません。

以上でございます。

<質疑応答>

○司会 それでは、只今から皆さま方の質問をお受けしたいと思います。質問のある方は、マイクが届いてから所属とお名前をおっしゃって質問をお願いしたいと思います。

それでは、質問のある方は挙手をお願いします。

○記者 毎日新聞のオカダです。

明日の議題の6の緊急事態対応能力の強化に向けてというところで、これは基準とはどういう関連で、法律というか、規則にはどう位置づけられるものなののでしょうか。

○森本次長 これは規則とか法律について議論するものではなくて、いわゆるシビアアクシデントが生じた時にももちろん規制委員会も対応するわけですけれども、何よりも事業者にしっかり対応していただく必要があるということで、事業者の対応体制がどうなっ

ているのか、もっと端的に申し上げれば、具体的にどの方が担当するのか、そして規制委員会とどういうふうに情報交換やコミュニケーションをしていくのかということをしつかりやっておかないと緊急時に対応できないだろうという問題意識です。では、どのように事業者と話し合っやっっていくのか規制委員会として検討する必要があるのではないかという問題提起でして、それについて規制委員会で御議論いただくものです。議論次第ではございますけれども、それを受けて規制委員会もとの規制庁の中にチームを作っやコミュニケーションするとかいうことまで議論をしていただきたいと思いますと考えております。

- 記者 そうすると、成果物というか、最終的にどういう形になるかというのはまだ分からなくて、時期もいつまでに何をまとめるとか、そういう見通しも教えてください。
- 森本次長 それももとより実際に原子力発電所について緊急事態対応に備えることは緊急の課題だということですが、できるだけ早くということであると思いますが、報告書を出すとかそういうことが目的ではありませんので、そういう意味ではアウトプットがどうということではないと考えています。むしろそういうしっかりした体制を作る、そのキックオフでございます。

○司会 では、次の方。

○記者 朝日新聞のニシカワです。

今の件で確認なのですけれども、これはあくまで一般論、全事業者を対象にどういうふうに規制委員会がやっっていくかということなのか、それとも例えば今、動いている大飯とかを念頭に関西電力とまずはやるということなのか、どうなのでしょう。

○森本次長 答えからいうと一般論と申しますか、全ての原子力発電所についてそういう体制を組んでいただくことは必要でございますので、止まっやいても必要なことでございますので、全体としてやっやいきたいと思います。

○記者 国民保護計画の方なのですけれども、これは確認なのですけれども、原子力安全・保安院時代のもをそのまま名前を規制委員会にやえるというもので、中身を何かやえるということではないのでしょうか。

○森本次長 そのとおりです。

○記者 分かりました。以上です。

○司会 では、次の方。

○記者 毎日新聞のニシカワです。

緊急対応能力の向上のところなのですけれども、例えば事業者の緊急対応能力を何らかの形で評価して、それを規制に取り入れていくということではないですね。

○森本次長 そういうことを考えているわけではございません。もとより今度の炉規制法の中でシビアアクシデント体制をとれているということは許可要件になっております

ので、そういうことでは非常に一般論として言えば、そのことは評価する対象になるわけですが、今回緊急事態対応能力の強化についてということで議題にさせていただくのは、各事業者における事故対応の中核になる人たちはどういう人がいて、その人たちがどういうふうな訓練ができてきているかどうか、あるいはどういうことを求められているかどうか、例えばヒアリングや意見交換をしてそれをあぶり出していき、それを実際の能力としてきちんと位置づけていくことを目指したいという問題提起であります。

○記者 それによって例えば能力が足りないから動かしてはだめよとか、そういう話にはならないということですか。

○森本次長 そういうふうには考えておりません。

○記者 もう一個、安全目標の明日の議論なのですけれども、前回の続きだと思うのですが、明日はどういう話になって、結局安全目標の議論は最終的には何を指してどういうところに落ち着いていこうとされているのか、見えにくいので説明していただけますでしょうか。

○森本次長 まだ議論が収束というか、前回海外の取り組み状況とかを紹介して、これから本格的な議論ということだと思いますので、今、いつまでにどうこうとは言えないと思います。この間は海外での状況、それから、安全委員会での検討を踏まえたのですが、では今後どういうふう安全目標を考えていくかを素直に議論していただこうと考えています。何回か議論していただく予定なので、明日の段階でどうこうというのはまだ言えないと思います。

○司会 次の方、いらっしゃいますか。

○記者 静岡新聞のウエハラです。

明日、道府県原子力防災担当者連絡会議があるということなのですけれども、今、予定されている議題を教えてくださいませんか。

○森本次長 定例でやっておりますが、今回は特に対策指針の改定版が出ましたので、それを踏まえて御説明するというのがございますし、計画のマニュアルについても作業しておりますので、それについても御説明することになるかと思っております。

今、議題が参りましたので読み上げさせていただきますと、原子力災害対策指針についてというのが第1の議題、第2の議題が地域防災計画作成マニュアルについて、第3点が原子力防災関係予算について、4番目が原子力災害合同対策協議会の組織体制の見直しについてという形になってございます。

○司会 よろしいですか。次の方、いらっしゃいますか。

○記者 産経新聞、アマノです。

同じく地域防災計画の件ですが、期限の目処とされている3月18日が近いわけですが、18日の時点で規制庁としてどれだけできているかという把握とか調査をされる

予定はありますか。

○森本次長 調査ということではありませんが、進捗状況については把握したいと思っております。

○記者 その時点で幾つできたかという公表はされるのでしょうか。

○森本次長 今、直ちにそのことまでは考えておりませんでした。

○記者 恐らく防災計画は消防庁の方に報告義務があったかと思うのですが、規制庁として把握する手段というか、そちらに報告義務はないわけですね。

○森本次長 報告義務はありませんが、日常的に担当者の方と連絡をとっておりますので、適宜進捗状況を把握させていただいています。

○記者 今の各社のアンケート調査によると、ほぼ半分くらいが目処というところですが、こういった対策の遅れは予想できたことでしょうか。

○森本次長 予想ということはありませんが、私どもも対策指針を急いで作っていますが、自治体の方も実際計画を作られるには実務的にもいろいろな難しさはあろうかと思えます。そういう意味で私どももそれをサポートしていきたいと思えますが、ある程度の遅れは確かに予想できたとは思えます。

○記者 何が一番遅れの要因と考えていますでしょうか。

○森本次長 元々スケジュールが発足以来3月末ということで非常に厳しいことがございますし、対策指針の側もいろいろな課題があったものをこの間改定をして明らかにしていきましたけれども、それについても自治体からするともっと早く欲しかったというのはあるかと思えます。そういう意味で率直に規制委員会にもやはりやるべきことはあると考えています。また、自治体の方にも頑張ってくださいと思いますが、そこら辺はしっかりサポートしていきたいと思えます。

○記者 もう一点別件ですが、新安全基準のパブコメが2月28日締め切りで、これは今回の水曜の定例会の方では示さないということですか。

○森本次長 分析をしている最中ですし、検討会でこれからそれを検討するということなので、規制委員会では今、予定していません。口頭でどういう状況だったくらいは報告いたしますが、まずは検討会でしっかりと議論していただくことになると思えます。

○記者 防災対策指針のパブコメは委員の皆さん全員が見られたということですが、今回のパブコメは検討会の有識者の皆さんだけということですか。

○森本次長 今のところはそのとおりです。

○記者 そうすると、パブコメの全容とかまとめたものも検討会の方でまた更に検討するということですか。

○森本次長 そうです。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 次の方、いらっしゃいますか。

○記者 共同通信のタケオカと申します。

議題の附帯決議の取り組みの公表なのですけれども、各原発の安全性とか防災体制の確認とおっしゃった気がするのですけれども、もう少し詳しくお願いします。

○森本次長 3月11日という日取りが、附帯決議をそのまま読ませていただきますと、政府は東京電力福島第一原子力発電所の事故の反省を深く心に刻み、3月11日にこれこれとになってございます。現在、骨子を作成して委員会にかけさせていただこうと思っておりますが、まず第1点は原子力施設の安全確保に向けた取り組みとして、今、規制委員会が何を進めているか、例えば安全基準の見直しであるとか、破碎帯の調査あるいは全国の原子力施設の安全性の点検をやっている、こういったことを報告したいと思っております。

2番目には危機管理体制の整備及び事故時の影響緩和のための取り組みとして原子力防災対策の体制整備、指針の策定とか、あるいは環境モニタリングといった取り組み状況を報告したいと思っております。

あとは規制委員会自身の取り組みとして、例えば透明性の確保のために何をやっているか、あるいは人材の育成のために何をやっているかといったことを報告したいと考えております。

○記者 委員会の取り組みとは別に、例えば各自治体の防災体制の現状とか各原発の安全性の総点検の結果も含まれるのでしょうか。

○森本次長 基本的には規制委員会の取り組み状況を発足以来振り返って報告するものがあります。

○記者 緊急時の対応強化なのですけれども、実際の能力として位置づけるということだったのですが、これは各事業者の現状を評価することもあるのですか。

○森本次長 明日はキックオフですので、そこまでの議論はされておられません。問題意識は、緊急時のそれぞれのサイトの対応をしっかり規制委員会で把握をして、規制委員会と事業者の現場とよく連携することを目的としていますので、評価をすることを目的としているわけではないと思います。

○司会 次の方。

○記者 朝日新聞社のオオイワと申します。

健康管理のことなのですけれども、提言が示されるということで、先週の規制委員会ではこれから提言をどこに出すかを検討するというところだったのですけれども、明日の提言をどこに出すかというのは大体見通しがつきましたでしょうかというのが1点と、明日もう提言としてまとまるのでしょうか。

○森本次長 提言案を事務局というか、中村委員、委員長と相談して案を提示させていただくのですが、御議論いただくことになりますので、明日まとまるかどうかは委員会次第ということになります。ただ、最初の質問についていえば、福島の健康管理の調査を踏まえて今回の提言案を出すという形になりますので、相当の部分が環境省が担当して

いる部分になろうかと思えます。提言でございますのでどこに出すというのは特になくて、受けとめてもらうということではありますが、出すという行為は特に予定しておらないというものであります。

○記者 責任省庁というか、田中先生は内閣に出すみたいなことをおっしゃっていたのですけれども、内閣に出すという形になるのでしょうか。

○森本次長 提言ですので、勧告と違いまして別にどこに出すというものではありませんが、内容的にほとんどの部分が環境省の取り組みに対するものですので、環境省で受けとめてもらわなくてはならないものと考えています。

○司会 よろしいですか。次の方、いらっしゃいますか。

○記者 月刊誌FACTAのミヤジマです。

所掌事務というか、設置法上、確かに意見具申権とか提言権はないのですけれども、所掌事務の第2項にそれに幅広く勧告ができる、その結果として報告徴収という権限もあるのですけれども、なかなか講学上のことは分かりませんが、規制庁としては勧告権をもとにする提言というのですか、実質的なそれに対する答えを求めるような形での意見具申が行政庁に対してできないということなののでしょうか。提言というのは全く出しっ放しということが議論になっているわけなのですけれども、何がしかの回答を得るとか、そういう法的なものは勧告権をもとに構成することは可能だと思うのですけれども、それははなから難しいというか、無理という御判断なののでしょうか。

○森本次長 おっしゃるとおり、勧告権が規制委員会設置法に書いてございます。勧告権は言わば一種の伝家の宝刀のようなものではありますけれども、それをベースに、あるいはそれを背景にして取り組みを求めていくことは確かにあろうかと思えます。今回提言という形になったのは勧告権とは特に関係ないわけですけれども、先程申し上げましたように、提言を踏まえて環境省なり各行政庁で受けとめていただく必要はありますが、委員長がこの間の記者会見で申し上げましたが、規制委員会としてもフォローはしていきたいと考えています。

○記者 いわゆる法律に書いてある勧告権あるいは強制調査権も含めて、これを伝家の宝刀にするか、本来保安院の時は恐らく規制という観点ではなかったから、準司法的かどうかは別にして、規制ということを考えれば、勧告権はある頻度で出していくというのも当然考えられる選択だと思うのです。逆に勧告にならないものについては意見になるとか、その辺の切り分けは規制庁の中でどういう議論になっているのか。伝家の宝刀ということでは世の中が納得するのかなと。少なくとも今の福島原発の問題などを見ますと、その辺のところはどういう議論になっているのでしょうか。

○森本次長 一つの御意見としては非常に貴重なものだと思います。ただ、規制委員会設置法の勧告権についてどうあるべきとか、どういうふうにか考えるかということについてまだ議論がなされておられません。今のところはそんな状況です。

○司会 次の方、いらっしゃいますか。

○記者 読売新聞のフナコシです。

緊急事態対応で確認なのですけれども、先程の質疑で規制庁の中にチームを作って対応することもあり得るみたいな話だったのですけれども、これは規制庁のチームが事業者ヒアリングをするとかそういうチームを作るという理解でよろしいですか。

○森本次長 やり方も含めてよく考えないといけないと思っています。つまり事業者と接するわけですので透明性も大事だと考えています。今、申し上げたのは、明日の規制委員会の議論の素材として申し上げたので、例えば今みたいなそういう形もあるだろうということです、そこも含めて明日議論していただくことになると思います。

○記者 そもそも論なのですけれども、緊急事態の対応能力の強化なのですけれども、現状が分からないのです。逆に言うと、具体的に事故が起きた時に誰が担当するかというのを規制庁は今のところ把握していないという理解になりますか。

○森本次長 粗々なものは把握していますけれども、例えば緊急事態が発生した場合には更田委員が電力本社に行って、そこでテレビ会議を通じて現場の監視をする。もちろんサイトでは事業者の現場の方、保安検査官が炉の鎮圧に当たる。こういう仕組みはできているし、そういう対応もできていますが、では更田委員が現在全ての本社の行くべきところに行っているかということとまだ行っている状態にはないわけですので、そこは高めていく必要があるだろう。これは一つの例です。

もっと言うと、現場で鎮圧に当たる方の個々の名前とかクオリティーも現実にはまだ細かくは把握していないわけですので、そういうものを把握しないと本当の緊急時にきめ細かく動けないだろうということで、そういう問題意識で問題提起がなされたと理解しています。

○記者 今、おっしゃった名前というのは、分からないですけれども、例えばサイトで所長とかユニット所長が対応するとかそういうものは決まっているけれども、要するに具体的な名前をきちんと本当の個人ベースで知って高めていきたいということですか。

○森本次長 単に名前ではなくて、あるいは名簿上の名前ではなくて、正に人格と言ったら申し訳ありませんが、人も含めて把握しなければ緊急対応は本当の意味での十分なものではないという問題意識かと思います。

○司会 次の方、いらっしゃいますか。

○記者 テレビ朝日のマツイです。

今の質問をそのまま続けますが、そうすると更田さんはその方々に直接会った方がいいということですか、そういうことではないのですか。

○森本次長 すみません、まだキックオフでこういうことをやっていこうということなので、その延長上には当然そういう話になってくると私は思いますけれども、今、直ちに

そういう形で考えているわけではありません。

- 記者 確認なのですが、もしもそういうことが起きた時に更田さんはサイトに行くのか、その会社の本社に行くのか、どちらですか。
- 森本次長 今のマニュアルでは本社の方に行くことになってございます。
- 記者 本社に必ずテレビ会議システムがどの事業者にもあるということですね。
- 森本次長 おっしゃるとおりです。
- 記者 最初の質問はそれでオーケーです。ちょうど2週間前に質問していた例の件はどうなっているのでしょうか。
- 司会（佐藤政策評価・広聴広報課長） 広報課長ですけれども、技術系の職員がということですね。
- 記者 ちょっと待ってください。それは今、あるのですか。
- 司会（佐藤政策評価・広聴広報課長） ええ、調べています。
- 記者 それは先週の金曜日にもあったのですか。
- 司会（佐藤政策評価・広聴広報課長） 調べておりました。
- 記者 それはなぜ発表しなかったのですか。
- 司会（佐藤政策評価・広聴広報課長） それは正にマツイさんが問題意識を持っておられたので。
- 記者 質問したのは私ではないです。
- 司会（佐藤政策評価・広聴広報課長） そういう意味では先週の金曜日でもできました。ただ、そうやって皆さんから御質問というか、そういう関心のある方がいる前でお答えした方がよかろうと私が判断いたしました。
- 記者 それはやり方が違うと私は思うのです。質問したのは2回目は私でしたけれども、そもそも質問した方を私は失念したのですが、誰かが質問したらその人がいるから答えるのではなくて、規制庁として粛々と答えるとおっしゃっていたわけですが。プライベートな話をすれば、前回私は会社でネットで質問を生で見えていたのですけれども、質問がここまでなかったということなのですからけれども、その答え方は違うのではないですかということですか。
- 司会（佐藤政策評価・広聴広報課長） そういうものはまた改めて意見交換させていただきますけれども、もしやり方を改めるべしというのであれば考えさせていただきます。
- 記者 来た人が聞いて、その人がいないから答えないというのは他の記者に失礼だと思います。次に来ないのはその記者の責任だと思います。
- 司会（佐藤政策評価・広聴広報課長） そこはまた皆さんと御相談させていただきますが、マツイ井さんの御意見はマツイさんの御意見として承ります。
- 記者 では、教えてください。
- 司会（佐藤政策評価・広聴広報課長） 現在、規制庁には職員が約460名ございまして、そのうち技術的なバックグラウンドを持つという意味で、私どもの一つの判断としては、

そういったメーカーで勤務して、その知見を持って規制庁で働いていただくような中途採用の方を対象として考えるのであれば、460名の職員のうち約90名がいわゆる原子力施設の機器設計などの経験あるいは耐震設計などの業務の経験者となります。そういうことでございます。

○記者 そうすると、国会事故調でもずっと指摘されていることですが、残りの方は雑駁な言い方をすると事務系の方ということなのですか。

○司会（佐藤政策評価・広聴広報課長） 事務系というよりは行政官でございます。行政官の中でもまた事務職と技術系職、技官、事務官というものがございまして。今、申し上げたとおり、460人のうち90名が機器の設計とか耐震設計の経験者である。残りの370人がいわゆる行政職、雑駁に言うところのそういうことになるとは思いますけれども、その中の半数以上は技術系の職員であるということでございます。

○記者 定義がよく分からないのですけれども、技術系というのは理工系大学を出たとかそういうことですか。

○司会（佐藤政策評価・広聴広報課長） 公務員の採用試験で、法律とか経済とかではなくて、技術職としていわゆる土木とか電気とかそういう試験区分がございましてけれども、そうした技術的な知見、背景を持って試験を受けて役所に入ってきた職員ということでございます。

○記者 最後に、そうするとこれは保安院時代から比べると明らかにふえているのですか、余り変わらないのですか。

○司会（佐藤政策評価・広聴広報課長） 保安院時代と比べるとというところ、保安院以外にも規制庁職員は文部科学省、安全委員会とかそういうところからも来ておられますけれども、今のところ大きく変わっている状況ではございません。

○記者 分かりました。

では、もう一問最後に、附帯決議の方の中でこれまでの職員の教育についても明日報告みたいな話があったようですが。

○森本次長 教育ですか。

○記者 項目で先程おっしゃったようです。

ごめんなさい、人材育成です。それは規制庁職員の人材育成という意味ではないのですか。

○森本次長 規制庁職員としての人材育成だったと思います。

○記者 要は9月18日から私は何度かこの場で聞いていますが、実態として何をなさっているのかまだはっきり見えないのです。いろいろやっていますとか時間をくださいとは聞いているのですけれども、今日はもう3月に入っていますが、具体的に幾つか例か何かはございませうか。

○森本次長 人材育成でいつも申し上げているのは、研修もありますけれども、規制委員会の場合にはいわゆるオン・ザ・ジョブ・トレーニング、仕事をする中で人を育ててい

くということもやっております。それともう一つは国際機関などに出向して研修する、いわゆる交流人事で進める、この3本柱だと考えています。人材育成の研修の部分の充実については規制委員会としては大きな課題なのですが、いわゆる日常的な研修は進めております。そういうことでございます。

○記者 いつも同じやり取りになるのですけれども、それでは保安院時代と何も変わらないのではないですか。

○森本次長 一番大きいのは、例えば安全基準を作る際に、規制委員会の委員プラス有識者プラス規制庁の職員プラスJNES（独立行政法人原子力安全基盤機構）の職員が、御覧になっているとおりにかんかんがくがくの議論をしてやっております。資料の作成、その資料を踏まえての議論を通じて鍛えられていると思いますので、そこは保安院時代の審議会行政とは少し違うのかなと考えております。

○記者 今の話は保安院時代はやっていなかったということですね。

○森本次長 そういうものはやっていないと思います。

○記者 規制庁になって初めてそういった方々との話、会議をすることによって、それがオン・ザ・ジョブ・トレーニングになっていると。

○森本次長 検討会の構成は規制委員会として初めて進めたものだと考えています。

○司会（佐藤政策評価・広聴広報課長） 補足しますと、研修内容も大きくドラスティックにまだ変わるようなところまでは至っていませんけれども、例えば今回3.11を踏まえた研修内容の変更、改良としては、実際の炉のオペレーションというのですか、そうした炉の扱いの研修コースがあるのですけれども、従来は運転のマニュアルの操作だけだったのですけれども、3.11以降事故時の対応での運転操作もカリキュラムに含んでいること、あるいは福島のあるあいつた事故を踏まえて低線量被ばくについての講演も研修として取り込むようなこと、そうした改良、取り組みの拡充は進めているところでございます。

○記者 事故時もカリキュラムに含んでいると高々と言われても、当たり前ですよねとしか思えないというのが素直な感想ですが、分かりました、結構です。

○司会 では、他にございますか。

○記者 電気新聞のヤマダです。

技術系職員のところの関連なのですからけれども、90人いらっしゃる中で年代層としては大体どれくらいなのでしょう。

○司会（佐藤政策評価・広聴広報課長） すみません、年代層までは調べていません。

○記者 要はJNESと統合したとしても、JNESの方がほとんど50歳代以上で、もう5年か10年でいなくなってしまうとなった時に、今、いる90の方が同じく50代の方が多い場合は、また同じようにいなくなってしまうわけではないですか。そうすると新規採用もままならなくて、専門家がいなくなるとなると、規制庁としての規制能力が落ちる一方で

すね。今、いる方が30代とか若ければまだいいのでしょうかけれどもと思ったのです。

あとたしか定員が480人くらいで20人余っているということは、新規で20人採れるということなのですか。

○司会（佐藤政策評価・広聴広報課長） すみません、広報課長ですけれども、余り所掌ではないですけれども、確かに今、定員を満たしていない部分については、中途採用など、あるいは新規採用でそういった補充をしていくというのはそのとおりでございます。

年代の話ですけれども、それは御指摘ごもっともというのは、何も技術職に限らず公務員全般ですけれども、日本の社会全体がそもそも平均年齢が上がっている状況において、技能の伝承はこの分野に限らず重要だと認識していますので、そうしたところは中途採用に当たっても当然そういった年代的なバランスも考えつつ対応していることではないかと思えます。

○記者 新規採用は、いわゆる国家Ⅰ種を通ってきた人たちが他省と同じような感じで規制庁の面接を受けて入ってくるというパターンなのですか。

○森本次長 現在はそのとおりです。それ以外の方法があるのかどうかも我々は考えなければいけないのですけれども、基本はそのとおりです。

○記者 多分国家Ⅰ種を通った優秀な方よりも、ちゃんとプラントのことを知っているような人あるいは工学系の学生、理学系の学生、機械系の学生の方が国家Ⅰ種を通ってなくても役立つと言うと変ですけれども、いいのではないかと思うのですけれども、そういった採用はうまくできるものなのですか。

○森本次長 大変いい御質問というか、御意見だと思います。規制委員会というか、規制庁の専門性を高めるというのは非常に大きな課題になっていて、JNESの統合もその議論の一つです。また、そういう新規採用あるいは研修も同じように課題なのですが、そこは今、正に議論している途中で、今のヤマダさんの御質問に真っすぐ答えられる状況にはございません。ただ、問題意識としては非常によく分かりますし、私どもも共有いたします。

○記者 詳しくないのですけれども、国家Ⅰ種以外の人を国家公務員として採用するということは、法改正とかをしなくてもできることなのですか。

○森本次長 そこは今、ここでにわかには答えられないので、後でまたということにさせてもらいたいと思います。

○記者 分かりました、ありがとうございます。

○司会 では、カワイさん。

○記者 日経新聞のカワイです。

今の質問に関連してなのですが、新規採用のパンフレットの方で、新卒で入庁してくる方に向けて、異動先として環境省と環境省の地方事務所があり得ると書いてあって、そういうゼネラリスト採用のような在り方が書いてあるのですけれども、本来スペシャ

リストとして規制庁の中で一筋で専門性を高めていくというのが求められる趣旨だったような気もするのですが、その辺りはどうお考えなのでしょうか。

○森本次長 おっしゃるとおり規制委員会あるいは規制庁は専門性を持ってスペシャリストとして育てていく、これが基本だと思います。ただ、1人の人がキャリアを積むプロセスの中で1つの組織の中だけに閉じこもっているのは決して望ましくはなく、例えば他の役所あるいは国際機関あるいは大学といったいろいろなところで研修を積むことも大事だと思いますし、公務員の場合はそういう形で研修を積むのが普通です。規制委員会の場合、もちろん職員はそういう一種のプロパー化を目指していきたいと思いますが、育てていくプロセスの中でいろいろなことを学ぶ機会があるのだよという意味で書いていますので、別にゼネラリスト化しようとしているわけではありません。

○司会 よろしいですか。では、以上でまず次長の説明は終わります。

<ピア・レビューの具体的実施方法についての説明と質疑応答>

○司会 続いて、ピア・レビューの具体的実施方法について小林管理官から御説明と質疑応答をしたいと思います。

○小林安全規制管理官（地震・津波安全対策担当） 管理官の小林でございます。

私の方から1枚紙でお配りしてはいますが、具体的実施方法ということで、先週の規制委員会の方でいわゆるピア・レビュー会合のメンバー構成を具体的に発表させていただきましたけれども、それに基づきまして今回は具体的実施方法を定めさせていただきました。これについては本日付でピア・レビューの会合の委員の各メンバー等にお配りしてございます。

ここに書いてございますように、趣旨としては第三者の観点から科学的、技術的見地に基いているか確認していくということと、再評価ではなくて、より多くの専門家の意見を聞きつつ評価書案をよりよいものにするを目的としてございます。

このレビューにつきましては今回敦賀を3月8日にやるわけでございますけれども、これを先行事例として他の発電所についても参考にさせていただくことを期待するものでございます。

レビューの視点については、ここに書いてございますように、特に考え方のプロセスとか、論理展開に矛盾はないかとか、こういったところを中心に見ていただこうと思っております。併せてそういった論理構成だけではなくて、一般の方が読んだ場合も考えて分かりやすい書き方になっているか等につきまして御意見もいただくと共に、一番末尾に書いてございますように、学術論文ではございませんけれども、科学的、技術的判断による記述が求められるということと、他方、調査は事業者が行うので評価内容が必然的に限定されることに留意していただくというような注意点を本日付で会合メンバーにお配りさせていただくと共に、ホームページにアップしたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

○司会 それでは、同じように質問をお受けしたいと思います。

○記者 毎日新聞のニシカワです。

やり方なのでございますけれども、元々のチームの人は現地も見ていますし、データも事業者の出したものとかも見て、報告書案というか、評価書案を書いているわけですが、ピア・レビューされる他の先生たちはどの範囲のデータを見てピア・レビューに加わることになるのでしょうか。

○小林安全規制管理官（地震・津波安全対策担当） 1.に書いてございますように、破砕帯の再評価ではないというところが一つのポイントでございます。データ類につきましては従来の保安院時代に審議した内容の資料、それとこの評価会合における資料一式、現地調査の資料一式、こういったものを一応事前にお送りしてはいます。それについて

は改めて私ども事務方の方から概要を説明して、それからレビューを受けたいと考えてございます。

○記者 そうしますと、本来のチームの先生との違いという、現地に行ったか行っていないかというだけで、要するにバックグラウンドの知識としては違いはそれだけということですか。

○小林安全規制管理官（地震・津波安全対策担当） 議事録関係も一切お送りして見ていただいておりますので、今、おっしゃられたように、現地を見ているか見ていないかの違いだと思います。

○記者 分かりました。

○司会 次の方。

○記者 共同のシズメです。

明日は何人出席とかは分かりますか。

○小林安全規制管理官（地震・津波安全対策担当） まだ全部集計したわけではございませんけれども、半数の方は一応都合がつくというようなことで今のところおっしゃられています。その他にもコメントだけでも提出したいという先生方もおられるので、その方々はまだコメントは来ておりませんが、そういった方々も含めると多数の方に参加いただけると考えてございます。

○記者 全く関与されない方は何人くらいいるのですか。

○小林安全規制管理官（地震・津波安全対策担当） 今のところ先生方の方から、今、少し忙し過ぎているので、途中まで見たのだけれども断念したよという先生方がお2人ばかりいます。

○記者 分かりやすいというのは非常に大事なのですけれども、ピア・レビュー会合という名称はこのまま行くのですか。

○小林安全規制管理官（地震・津波安全対策担当） おっしゃられるとおり論文の査読ではございません。名称については最初この言葉を使わせていただいたので、このまま踏襲したいと。

○記者 このまま行くのですね。

○小林安全規制管理官（地震・津波安全対策担当） はい。

○司会 では、次の方。

○記者 産経新聞、アマノです。

ごめんなさい、半分くらい来るとのことなのですが、6人くらいということですか。

○小林安全規制管理官（地震・津波安全対策担当） すみません、今、集計中でございますので明確には、半数の方には御参加いただけるという返事は頂いてございますけれども、まだ返事の来ていない方もいらっしゃいます。

- 記者 大体有識者に入っていない人が14人くらいですか。
- 小林安全規制管理官（地震・津波安全対策担当） 12名です。
- 記者 5～6人と考えてよろしいですか。
- 小林安全規制管理官（地震・津波安全対策担当） そうです。
- 記者 やり方なのですけれども、5～6人の方が来られて、あと実際の有識者の方が4人いらっしゃるかもしれませんが、その方も入ってくるということですか。
- 小林安全規制管理官（地震・津波安全対策担当） もちろんそうです。その方は全員出席です。
- 記者 島崎さんも加えて大体10人くらいでどういうふうにするかというのは、討論するということですか。
- 小林安全規制管理官（地震・津波安全対策担当） いわゆるレビューを受ける側と、レビュアーとってレビューする側に分かれて議論することになると思います。
- 記者 再評価しないということですが、明らかにこれは違うという、今回活断層であるとなってますけれども、活断層ではないというような大勢になったら評価が、がらっと変わるという可能性はあるのですか。
- 小林安全規制管理官（地震・津波安全対策担当） やはり論理構成に矛盾があればそのような御指摘も出てくるのではないかなと思っています。
- 記者 分かりました。

- 司会 次の方。
- 記者 読売新聞フナコシです。
進め方なのですけれども、これはフリーディスカッションみたいにするのか、それとも「以下のような視点」というのが幾つかありますけれども、それに沿ってやるのか、どういう形なのですか。
- 小林安全規制管理官（地震・津波安全対策担当） あらかじめ議論のポイント、どういった観点のところを見ていただくかを示させていただこうかなと考えています。そうしないと、おっしゃるように議論が発散して時間ばかりとってしまいますので、ポイントを絞って議論していただくと考えてございます。
- 記者 そのポイントとは何でしょう。
- 小林安全規制管理官（地震・津波安全対策担当） ポイントとはいわゆる事業者側の主張、それから、評価書案のあらかたの概要、その違いといったところを明らかにして議論を進めていただくという形になると思います。
- 小林安全規制管理官（地震・津波安全対策担当） これはぱっとやって、最後まとめというのはどういう形になるのですか。
- 小林安全規制管理官（地震・津波安全対策担当） 一応座長に議論のポイントに沿って進行していただいて、最後はそれを受けてレビューを受ける側の代表として島崎先生の

方からそれを踏まえてこのような形にさせていただくというようなことが結びである
と思います。

○記者 書けないですけども、口頭か何かでばっとうこういう形でよろしいですかという
形で皆の了解をとる。

○小林安全規制管理官（地震・津波安全対策担当） そういう形になると思います。

○記者 もう一回確認ですけども、一応1回で基本的には終わらせるということですか。

○小林安全規制管理官（地震・津波安全対策担当） 原則そういうような方向で今、動い
ております。

○記者 ごめんなさい、表現で分からなかったのですが、このペーパーの最後の「調査は
事業者が行うので評価内容は必然的に限定されることに留意していただく」という意味
が分からなかったのです。

○小林安全規制管理官（地震・津波安全対策担当） 先程いわゆる現地調査を見ているか
見ていないかの違いだということで、多分皆さんレビューする側の方は見ていないもの
ですから、やはり調査は事業者が主体でやっているものですから、そこにおのずから限
定的な評価になりますよといったところをここで示してございます。

○記者 分かりました。

○司会 よろしいですか。次の方。

○記者 電気新聞のヤマダです。

評価会合があってピア・レビューをやるではないですか。ピア・レビューに参加する
元々の4人以外の専門家の方は評価会合は見るのですか。

○小林安全規制管理官（地震・津波安全対策担当） 一応見る場所を提供しようと思っ
ております。評価会合を御覧いただきながらその次の会合に備えていただくという形をと
りたいと思っています。

○記者 今のところ5~6人くらいの方がいらっしゃる中で、そのうちの何人の方が前半の
評価会合も御覧になられる予定ですか。

○小林安全規制管理官（地震・津波安全対策担当） そこはまだ集計しておりません。

○記者 分かりました。

○司会 他に。

○記者 時事通信のナカムラです。

ピア・レビューで議論がまとまった後は、規制委員会に報告書は提出されるという段
取りでよろしいのでしょうか。

○小林安全規制管理官（地震・津波安全対策担当） 一応私どもの方の予定としては、ピ
ア・レビュー会合での指摘を踏まえて、もう一度評価会合をやって評価者の取りまとめ
をさせていただきたいと考えてございます。

- 記者 その評価会合というのは、現地調査をされた5人の先生方のみの評価会合ですか。
- 小林安全規制管理官（地震・津波安全対策担当） さようでございます。
- 記者 そこで最終的にピア・レビューで指摘された内容もどういうふうに盛り込むかを皆さんで納得されて報告書をまとめられるということですか。
- 司会 さようでございます。
- 記者 ありがとうございます。

○司会 他にいらっしゃいますか。

○記者 NHK、スガヤです。

明日前半にまだ事業者からのヒアリングもあるかと思うのですが、今、前回の評価会合を受けて評価書案はまた手直しが入っていると思うのですが、明日の評価会合で事業者の意見を聞いて手直し等が入るといふ。

○小林安全規制管理官（地震・津波安全対策担当） 明後日、8日ですか。

○記者 ごめんなさい、明後日手直しが入るといふか、レビューするにはまずこれですとちょっと固まったものがないとレビューできないと思うのですが、そういった固めたものは示せるのでしょうか。

○小林安全規制管理官（地震・津波安全対策担当） 今、おっしゃられているのは、多分時間的余裕がないのではないかと、通常のこういったレビューですと、今、言われたように評価書案が固まった段階で先生方に見ていただくのですが、今回先生方のスケジューリングが少しできなかったものですから、特に3月は先生方がお忙しいということで、こういった形で前半と後半に分けて、30分しか時間はないのですが、この間に少しコメントを受けて修正できる部分は修正してピア・レビュー会合でお示ししたい。報告書案ではなくて、該当部分をお示しすることになるのではないかと。間に合えば全部直したものを印刷してお示ししたいのですが、多くの箇所及べばその部分だけ抜き出してこういうふうに修正させていただきますというようなことでやらせていただこうかなと思っております。

○記者 そうすると、参考にしていただくのは前回の会合を受けて手直しが入った評価書の案と、あとは直前の会合を受けていろいろとこういう部分が出てきたという1枚紙か何かを作った上で、それをもとに査読していただくということですか。

○小林安全規制管理官（地震・津波安全対策担当） 先生には大変失礼になってしまうと思うのですが、そういう形でやらせていただこうと考えてございます。

○記者 ありがとうございます。

○司会 他にいらっしゃいますか。

なければ、以上で会見を終わりたいと思います。どうも御苦勞様でした。

—了—